

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州における隔離に関する州首席医務監指令の発出（10月26日より施行）

2020年10月28日  
在ブリスベン総領事館

●10月27日、クイーンズランド（QLD）州保健省は、QLD州における隔離に関する2つの州首席医務監指令を発出し、同26日より以下を施行した旨発表しました。

1 海外からQLD州に到着した場合の自己隔離に関する指令第6号（Self-quarantine for Persons Arriving from Overseas Direction (No. 6)）：以下に関する最新の規定を定める。

（1）公衆衛生緊急事態係官による指示を受けた場合及び隔離場所を離れる場合はマスクを着用する必要がある。

（2）同伴者のいない未成年者は、親、保護者又はその他の責任ある成人と共に指定された施設で隔離する必要がある、自宅での隔離は認められない。

（3）隔離場所への移動に関する態様の明確化

詳細は、以下（英文のみ）の州政府HPをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/quarantine-for-persons-arriving-from-overseas>

海外から到着した者の自己隔離に関する州首席医務監指令第6号については、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/self-quarantine-for-persons-arriving-in-queensland-from-overseas-direction>

2 COVID-19 感染が診断された場合の自己隔離に関する指令第4号（Self-isolation for Diagnosed Cases of COVID-19 Direction (No. 4)）：以下に関する最新の規定を定める。

（1）公衆衛生緊急事態係官による指示を受けた場合及び隔離場所を離れる場合はマスクを着用する必要がある。

（2）隔離場所への又は隔離場所からの移動に関する態様についての最新規定

（3）COVID-19 感染者が滞在する建物施設へ立ち入りが可能な者に関する最新の規定

詳細は、以下（英文のみ）の州政府HPをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/self-isolation-covid19-diagnosis>

COVID-19 感染が診断された場合の自己隔離に関する指令第4号については、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/self-isolation-for-diagnosed-cases-of-covid-19-direction>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>